

一般社団法人大阪市西区歯科医師会 会長予備選挙規約

第1条（目的）

1. この規則は、本会定款第19条に基づき、会員の意識の調査（以下「会長予備選挙」という）に関して定めるものとする。
2. 前項の会長予備選挙とは、社員総会で選任する理事のうち、選任後の理事会において代表理事となるべき会長の候補者を、会員の意思で予め選挙することにより、理事会による代表理事の選任の参考とするために行うものである。
3. 会長予備選挙立候補者が1名の場合は、予備選挙は行わず、会長候補者とする。
4. 会長予備選挙立候補者がいない場合は、別段の方法にて理事会において会長候補者を決定する。

第2条（選挙の倫理）

選挙は歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責にはじめよう良識をもって厳正に施行する。

第3条（選挙権の管理）

本会の選挙は選挙管理委員会がその一切を管理する。

第4条（選挙権の行使）

選挙権の行使は、理由のいかんを問わず、委任を認めない。

第5条（会長予備選挙の選挙権及び被選挙権）

1. 全ての社員は選挙権を有する。
2. 定款第5条の規定する正会員にして、入会申込み後、理事会の承認を受けた者は、承認を受けた月の翌月より被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により被選挙権に制限を加えられた者は、この限りでない。

第6条（選挙権者名簿）

1. 選挙権者名簿は、基準日における社員の名簿を用いるものとする。
2. 前項の基準日は告示日の前日とする。

第7条（選挙権者名簿の閲覧）

第4条の規定により選挙権及び被選挙権を有する者は、前条の名簿を閲覧することができる。

第8条（会長予備選挙の時期）

会長予備選挙は、現任の会長の任期が終わる日の前2か月までに行う。

ただし選挙結果により、再選挙を行う必要が生じた場合、また当選者が欠けた場合はこの限りではない。

第9条（会長予備選挙期日の告示）

1. 会長は、会長予備選挙の期日とその期日前1か月前までに告示しなければならない。
ただし、再選挙及び当選者が欠けた場合はこの限りではない。
2. 前項の告示には、候補者の届出期間その他必要事項を記載しなければならない。
ただし、届出期間は、原則として土日祝日及び夏期・冬期休暇を除く平日5日以内とする。

第10条（立候補の届出書に記載する事項等）

1. 会長予備選挙への立候補の届出書には、候補者になろうとする者の氏名、生年月日、住所、診療所の所在地及び名称並びに略歴を記載し、かつ、候補者の立候補趣意書及びその他立候補に必要な書類を添えなければならない。
2. 前項の届出書には、次期業務執行理事候補者5人以上を含めて、正会員10名以内の者を推薦者とし、その氏名、生年月日及び住所等を記載し、添えなければならない。

第11条（届出書受理の通知及び掲示）

1. 前条に規定する候補者の届出書を受けたときは、選挙管理委員会は、候補者にその旨を通知するとともに、候補者の氏名を告示板（本会会員用ホームページ）に掲示しなければならない。
2. 前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

第12条（候補者一覧表の作成及び送付）

選挙管理委員会は、候補者一覧表を作成し、選挙権者にすみやかに知らせなければならない。

第13条（候補者の辞退届出）

1. 候補者であることを辞退しようとするときは、選挙管理委員会に文書で届け出なければならない。
2. 前項の届出期限は、選挙2週間前までとする。

第14条（選挙の方法）

1. 選挙は投票により行う。
2. 投票は1人1票とする。
3. 前項の投票は、単記無記名とする。
4. 投票用紙の様式は、第15条第2項の別に定める実施要領に基づくものとする。

第15条（郵便等による会長予備選挙）

1. 会長予備選挙は、社員の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する

方法により行う。

2. 前項により行う投票用紙の送付・受領保管及び開票等必要な事項は、選挙管理委員会で実施要領を定める。

第16条（無効投票）

次の投票は、無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの。
2. 候補者以外の氏名を記載したもの。
3. 複数の候補者の氏名を記載したもの
4. 他事を記載したもの。

ただし、敬称の類はこの限りでない

5. 何人を記載したかを確認し難いもの。

（白紙を含む）

6. 前各号のほか、選挙管理委員会が無効と判断したもの。

第17条（当選者）

1. 会長予備選挙は、有効投票の過半数に達した者を、当選者とする。
2. ただし、会長予備選挙の当選者が代表理事となるには、定款第19条に規定する社員総会の決議によって理事として選任されること、及び第19条第2項に規定する理事会の決議によって、代表理事として選定されることが必要となる。
3. 過半数に達した者がいないときは、得票数の多い順に第2位までの者につき、再投票を行う。
4. 前項の再投票により当選者を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において、委員長がくじで当選者を定める。
5. 当選者が欠けたときは、次点の者の繰り上げは行わない。この場合の措置は理事会が決める。

第18条（規則の改廃）

この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、令和3年2月6日より施行する